

## 令和7年度（2025年度）熊本県乾しいたけ品評会出品要領

### 1 出品者の資格

熊本県において、乾しいたけの生産を行っている者とする。

### 2 出品物

(1) 出品物は熊本県産の乾しいたけとし、700gの部については「上どんこ」「茶花どんこ」「天白どんこ」「こうこ」「こうしん」の5品柄、大箱の部については「どんこ」「こうこ」「こうしん」の3品柄とする。

また品柄の規格、基準等は令和7年度（2025年度）熊本県乾しいたけ品評会審査要領別表の「熊本県乾しいたけ品評会審査基準」による。

(2) 出品物は、特に技巧をこらして加工し、又は調整しないものとする。

### 3 出品物の種類及び量目

本年に生産された乾しいたけであって、種類及び量目は次のとおりとする。

種類	品柄	出品量目
700gの部	「上どんこ」「茶花どんこ」「天白どんこ」「こうこ」「こうしん」	700g以上
大箱の部	「どんこ」「こうこ」「こうしん」	満杯詰め

### 4 出品申込み

(1) 出品者は、熊本県しいたけ振興会又は、熊本県椎茸農業協同組合及び所属の地域生産団体（農協、森林組合等）に申込書（別紙1）を提出するものとする。

また、申込書の提出があった熊本県椎茸農業協同組合及び地域生産団体は、当該申込書を速やかに熊本県しいたけ振興会へ送付することとする。

(2) 申込期間は、令和7年（2025年）4月9日（水）から令和7年（2025年）5月15日（木）までとする。

### 5 出品物の搬入

(1) 出品物の搬入期間は、令和7年（2025年）4月9日（水）から令和7年（2025年）5月15日（木）までとする。

(2) 出品に要する経費は、出品者の負担とする。

(3) 出品物の搬入先は、次のとおりとする。

熊本県しいたけ振興会（熊本県椎茸農業協同組合内）

住所：〒861-8045 熊本市東区小山4丁目6-113

電話番号：096-380-3300

### 6 出品物の保管

出品物の保管については、出品物搬入先の熊本県しいたけ振興会が熊本県乾椎茸市場（椎茸農協入札場）で適正に保管し、最善の注意を払う。

ただし、不可抗力による損害については、その責を負わない。

### 7 出品物の包装等

(1) 出品物は、1点毎にポリエチレン袋、ターポリン紙など防湿効果の高い内装を使用

し、更に段ボール箱によって包装すること。

- (2) 出品物の外装には、1点毎に出品者の住所・氏名、品柄、品種、重量を明記すること。
- (3) 出品物の重量には包装資材や乾燥剤の重量を含めないで、700gの部においては特に注意すること。